

被 処 分 者	認 定 番 号	新潟県公安委員会 第460516号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	ほたる代行
	主たる営業所が所在する市町村	上越市
処 分 年 月 日		令和8年5月29日
処 分 内 容		令和8年5月30日 営業停止（停止期間の30日間） 令和8年6月28日
処 分 理 由		累積点数
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項 同法施行令第5条第1項第2号
処分を行った公安委員会		新潟県公安委員会